

仙北市職業訓練事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、職業訓練団体が行う講習会等の経費を負担することで、市内に在住する在職者又は求職者の資質の向上や、就労の促進を図ることを目的とし、仙北市職業訓練事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に在住する在職者又は求職者であること。
- (2) 対象者が、納期の到来した市税を完納していること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市長が適当と認めた職業訓練団体が行う技術習得や資格取得のための講習会に要する経費であること。
- (2) 対象者が負担する経費であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の定める額で、予算の範囲内で交付する。ただし、国又は県より助成金等の交付が受けられる場合は、補助金は交付しない。

- (1) 交付対象経費の全額
- (2) 補助金は、年度内1人2回まで受けられるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 納税証明書
- (2) 受講内容並びに金額が確認できる書類
- (3) その他市長が特に必要があると認める書類

2 補助金の申請は、講習会等終了の年度内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金交付決定を受けた者は、補助金交付請求書（様式第3号）

を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、対象者が虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたときは、当該補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。